

大型ビジネスジェットに関する航空機保険の料率改定

協会では、本邦におけるビジネスジェット機の普及促進に向け、ビジネスジェット機に関する航空機保険の料率水準について問題意識を持ち、2012年度より関係者との意見交換を行ってまいりました。併せて、当協会の正会員である東京海上日動火災保険㈱を通じて、日本航空保険プールに対し、料金水準の見直しについての検討を要望してまいりました。日本航空保険プール内での協議の結果、2014年4月1日以降に危険開始となる新規/更新契約において、大型ビジネスジェット機（最大離陸重量 15,000lb 以上）の機体保険料率が、以下の通り改定されることが決定したとの連絡を受けました。

- ①新規料率（従来比で、約△46%~△53%の引き下げ）
- ②最低料率（従来比で、約△8%~約△13%の引き下げ）

※実際に適用される料率の引き下げ幅は、機体の最大離陸重量や使用目的、各種引き受け条件によって異なります。また、機体保険以外の賠償責任保険等については、今回、改定の対象外となります。

詳細につきましては、下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

東京海上日動火災保険株式会社
航空保険部 営業第二課（担当：松岡、徳田）
TEL：03-3285-1731
営業時間：9:00~17:00（土日祝祭日を除く）